第19回食育推進全国大会大阪府実行委員会設置要綱（案）

資料１

（第１号議案）

（名 称）

第１条　本会は、第19回食育推進全国大会大阪府実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目 的）

第２条　実行委員会は、第19回食育推進全国大会（以下「全国大会」という。）を円滑に開催することを目的とする。

（事 業）

第３条　実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　全国大会の開催に係る計画及び運営に関すること。

(2)　関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。

(3)　その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構 成）

第４条　実行委員会は、別表１に掲げる団体・組織の役職員等をもって構成する。

（役 員）

第５条　実行委員会に、次の役員を置く。

会長　 　 １名

会長代行　１名

副会長 ２名

監事 　 ２名

２　会長は、大阪府知事をもって充てる。

３　会長代行は、大阪市長をもって充てる。

４　副会長は、近畿農政局長及び大阪府健康医療部長をもって充てる。

５　監事は、委員の互選によって定める。

（役員の職務）

第６条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

２　会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、会長代行がその職務を代理する。

３　副会長は、会長及び会長代行を補佐する。

４　監事は、会計を監査する。

（任 期）

第７条　会長、会長代行、副会長、監事及び委員の任期は、実行委員会が設立した日から第15条第１項の規定により解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

２　会長は、特別な事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

（報 酬）

第８条　報酬は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

２　前項ただし書の規定により報酬を支給する場合には、大阪府の例に準じて支給することとする。

（費用弁償）

第９条　費用弁償を支給することとする。その額は、大阪府の例に準ずる。

（会 議）

第10条　実行委員会の会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1)　実行委員会設置要綱の制定、改廃に関する事項

(2)　全国大会の基本方針に関する事項

(3)　事業計画及び予算に関する事項

(4)　事業報告及び決算に関する事項

(5)　その他必要な事項

２　会議は、必要に応じて会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

３　委員が会議に出席できないときは、委員の所属機関又は団体から代理人を出席させ、議決権の行使を委任、又は書面をもって議決に加わることができるものとする。

４ 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長及び会長代行の決するところによる。

５　会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

６　会長が必要と認めたときは、委員に対し、書面により意見を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

７　会長は、緊急を要するときは、会議で議決すべき事項を専決することができる。なお、専決した事項については、次の会議に報告するものとする。

（企画委員会）

第11条　実行委員会に、企画委員会を置く。

２　企画委員会は、別表に掲げる団体・組織の実務を担当する者をもって構成する。

３　企画委員会には、企画委員長を置き、大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課長を

もって充てる。

４　企画委員会は、必要に応じ企画委員長が招集する。

５　企画委員長は、必要に応じ委員以外の関係者を出席させることができる。

６　企画委員会は、事業の執行に必要な事項を協議する。

７　企画委員会に必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、会長が別に定めることが

できる。

（事務局）

第12条　実行委員会の運営に関して必要な事務を処理するため、事務局を大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課内に置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経 費）

第13条　実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

（事業計画、予算及び決算）

第14条　実行委員会の事業計画及び収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

２　会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

（会計年度）

第15条　実行委員会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。ただし、実行委員会設立当初の会計年度は、実行委員会設立の日から翌年３月31日までとする。

２　実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（解 散）

第16条　実行委員会は、第２条の目的が達成され、事業報告及び決算報告を行った後に議決を経て解散するものとする。

２　全国大会終了後、実行委員会が解散するときに有する残余財産は、大阪府に帰属するものとする。

（雑 則）

第17条　この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年　月　　日から施行する。

【別表１】

第19回食育推進全国大会大阪府実行委員会名簿（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 団体名・組織名 | 役　職 |
| 学識 | 公立大学法人大阪 大阪公立大学 | 教授 |
| 保育・教育 | 公益財団法人大阪府学校給食会 | 理事長 |
| 大阪府小学校長会 | 会長 |
| 一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟 | 理事長 |
| 大阪府保育士会 | 会長 |
| 管理栄養士養成施設 | 代表 |
| 健康・栄養 | 公益社団法人大阪府栄養士会 | 会長 |
| 大阪府食生活改善連絡協議会 | 会長 |
| 一般社団法人大阪外食産業協会 | 会長 |
| 公益社団法人大阪食品衛生協会 | 会長 |
| 生産・消費・食品 | 大阪府漁業協同組合連合会 | 代表理事会長 |
| 一般社団法人大阪府畜産会 | 会長 |
| 大阪府農業協同組合中央会 | 代表理事会長 |
| 観光・商工 | 公益財団法人大阪観光局 | 理事長 |
| 行政機関 | 近畿農政局 | 局長 |
| 大阪府 | 知事 |
| 大阪府・大阪市万博推進局 | 局長 |
| 大阪府健康医療部 | 部長 |
| 大阪府環境農林水産部 | 部長 |
| 大阪市 | 市長 |
| 大阪市健康局 | 局長 |
| 大阪府市長会 | 会長 |
| 大阪府町村長会 | 会長 |
| 大阪府保健所長会 | 代表 |

【別表２】

企画委員会名簿（案）

|  |
| --- |
| 団体名・組織名 |
| 公益財団法人大阪観光局 |
| 近畿農政局消費･安全部消費生活課 |
| 大阪府･大阪市万博推進局機運醸成部推進課 |
| 大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課 |
| 大阪府環境農林水産部環境農林水産総務課 |
| 大阪市健康局健康推進部健康づくり課 |